

(その二)

整備項目表（公共交通機関の施設（建築物以外の施設））

公共交通機関の施設の名称		用 途		
所 在 地				
1 出入口	(1) 公共交通機関の施設の出入口のうち1以上の出入口の構造	ア 幅は、内法を ^{のり} 80cm以上	cm	
		イ 戸は、自動的に開閉又は円滑に開閉して通過できる構造	適・否	
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否	
2 改札口	(1) 幅は、内法を ^{のり} 90cm以上	cm		
	(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
3 通路等	(1) 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	(2) 段の構造	ア 手すりの設置	有・無	
		イ 回り段の禁止	適・否	
		ウ 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否	
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否	
	(3) 排水溝の構造	車いす使用者が通過する際に支障がない構造	適・否	
		車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない溝ぶたの設置	適・否	
	(4) 階段の上端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設	有・無		
	(5) 公共交通機関の施設の出入口から各乗降場に至る経路のうち1以上の経路の構造	ア 幅は、内法を ^{のり} 1.2m以上	m	
		イ 傾斜路等の構造	(ア) 幅は、内法を ^{のり} 1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）	m
			(イ) こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/
			(ウ) 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置	m
			(エ) 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否
(オ) 両側に手すりの設置		有・無		
(カ) 識別しやすい傾斜路		適・否		
(キ) 傾斜路の上端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設		有・無		
ウ 出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分の水平の確保	適・否			
エ 誘導用床材の敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置	有・無			
4 階段	(1) 主たる階段に回り段の禁止	適・否		
	(2) 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
	(3) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否		
	(4) 両側に手すりの設置	有・無		
	(5) 乗降場に通じる階段の手すりに点字板の設置	有・無		
	(6) 階段の上端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設	有・無		
5 エレベーター	(1) かごの床面積は、1.83㎡以上	㎡		
	(2) かごの奥行きは、内法を ^{のり} 1.35m以上	m		

	(3) かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないもの		適・否	
	(4) かごの停止階、現在位置の表示装置の設置		有・無	
	(5) 音声で、到着階、戸の閉鎖を知らせる装置の設置		有・無	
	(6) かご及びエレベーターの出入口の幅は、内法を80cm以上		cm	
	(7) かご内及び昇降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置 (かご内に、1以上のインターホンの設置)		有・無	
	(8) 視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置		有・無	
	(9) かご内の左右両面の側板に、手すりの設置		有・無	
	(10) かご内に、戸の開閉状態を確認する鏡の設置		有・無	
	(11) かごの出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に静止できる装置の設置		有・無	
	(12) 昇降ロビーの幅及び奥行きは、1.5m以上		m	
	(13) 昇降ロビーに、音声で昇降方向を知らせる装置の設置		有・無	
6 乗降場	(1) 床面は、滑りにくい仕上げ		適・否	
	(2) 縁端には、注意喚起用床材を敷設		適・否	
	(3) 両端には、転落防止さくを設置		有・無	
	(4) 休憩用施設の設置		有・無	
	(5) 車いす使用者の通行へ配慮した工作物等の設置		適・否	
7 便所	(1) 利用者の用に供する便所の設置		有・無	
	(2) 車いす使用者 便所の構造	ア 車いす便房の面積		m ²
		イ 腰掛便座の設置		有・無
		ウ 手すりの設置		有・無
	(3) 車いす使用者便房及び便所の出入口の幅は、内法を80cm以上		cm	
	(4) 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		適・否	
	(5) 出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否	
	(6) 車いす使用者用便房を設置した旨を適切な方法での表示		有・無	
	(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置		有・無	
	(8) 床置き式で両側に手すりが適切に配置されている小便器の設置		有・無	
8 カウンター及び記載台	(1) 車いす使用者の利用に配慮した高さ		適・否	
	(2) 下部に車いす使用者が利用しやすい空間の設置		適・否	
9 公衆電話台	(1) 車いす使用者の利用に配慮した高さ		適・否	
	(2) 下部に車いす使用者が利用しやすい空間の設置		適・否	
10 券売機	(1) 金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できる高さ等		適・否	
	(2) 点字による表示		有・無	
11 案内標示	(1) 高さ、文字の大きさ等の、高齢者、障害者等への配慮		適・否	
	(2) 点字による表示		有・無	
	(3) 車いす使用者用便所を設けた場合の表示		有・無	